

議案第 46 号

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に
ついて

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 20 年 2 月 18 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 55 年条例第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 2 条の 3 に規定する特別の勤務に従事する職員のうち市長が別
に定める職員については、改正前の第 4 条の規定は、当分の間、なおその効
力を有する。

理 由

国家公務員の勤務時間制度において休息時間が廃止されたことを踏まえ、同様の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。